

アルペンフィットネス会員規約

第1条（名称・定義）

本クラブは、「アルペンフィットネスクラブ」または「アルペンクイックフィットネス」（以下、合わせて「本クラブ」）と称します。

第2条（適用）

本規約によって定める条項は、本クラブの会員（以下「会員」）に適用されるものとします。ただし、本クラブ内で運営される各種スクール（「エイベックスダンスマスター」等）に在籍する会員、および本クラブと法人契約を締結した法人の会員（以下「法人会員」）については、別途定めるスクール会員規約、法人規約および法人会員会則（以下「各種個別規約」）が優先して適用されます。本規約と各種個別規約との間に内容の矛盾または抵触がある場合は、各種個別規約の規定が優先して適用されるものとします。

第3条（管理運営）

本クラブの管理運営は、株式会社アルペン（所在地：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目9番40号）、あるいは同社とフランチャイズ契約を締結した会社（以下、合わせて「運営会社」）が行います。

第4条（目的）

会員が本クラブを利用し、スポーツを通じて健康の維持・増進、生きがいの創造に寄与し、また心身の育成・会員相互の親睦、並びにフィットネスライフの振興を図る事を目的とします。

第5条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会しようとする方は、本規約を承認し、本規約に基づく諸契約を運営会社と締結しなければなりません。
3. 会員の本クラブ諸施設の利用範囲、条件については別に定めます。

第6条（入館管理・セキュリティ）

本クラブは、店舗の形態やセキュリティシステムの設定に応じて、以下のいずれか、または運営会社が指定する方法により入館管理およびセキュリティを行います。

① QRコード認証導入店舗：

会員は、本クラブが指定するスマートフォン等のアプリケーションまたは画面に表示された所定の QR コードを専用リーダーに読み込ませることで、入館およびセキュリティの解除を行うものとします。会員は、自身のスマートフォン等の端末および QR コードを厳重に管理し、第三者に使用させてはなりません。端末の紛失・故障等により QR コードの表示ができない場合は、速やかに所属店舗に申し出るものとします。

② 顔認証システム導入店舗：

顔認証システムによるセキュリティを行うため、会員ごとに認証用の写真を登録（会員本人の顔写真に限る）します。顔認証システムは会員本人のみが使用でき、第三者が使用することはできません。認証上の不具合がある場合は、所属店舗の指示に従い再登録等を行うものとします。

第7条（会員資格譲渡などの禁止）

本クラブの会員資格は、会員に専属するものとし、他に譲渡、貸与等の処分をすることはできません。

第8条（入会資格）

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

1. 年齢満 15 歳以上 90 歳未満の方（中学生を除く）。ただし女性専用クラブ（アルペン クイックフィットネス）においては戸籍上の女性に限る。
2. 健康管理を各自で行える方。
3. 刺青（タトゥーとの判別が困難なペインティング等の擬似刺青を含む）などをしておらず、反社会的勢力関係者でない方。
4. 運営会社が審査を行い、適当と認めた方。

第9条（未成年者）

未成年者（18 歳未満）が会員になろうとするときは、その親権者の同意の下、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込まなければなりません。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第10条（会員資格の取得）

本クラブへの入会を希望する方は、第8条および第9条の条件を満たした上、所定の契約手続きを完了し、諸料金を納入することにより、合意した期日から会員資格を取得するものとします。

第 11 条（入会金・会費および支払い）

1. 会員区分による入会金、会費等（以下「会費等」）は別に定めます。
2. 会員は別に定める会費等の支払期日までに、それぞれの会費等を払い込まなければなりません。また、会員制であるため、利用の有無にかかわらず退会の手続きが完了する日まで会費等の支払義務を免れることはできません。なお、支払いに要する費用は会員の負担とします。
3. キャッシュレス決済のみを導入している店舗（クラブ）の場合、会費や物品購入等を含め、現金での支払いおよび返金はできません。
4. 会費は、会員のクレジット契約における引き落とし日、または毎月 27 日（27 日が土日祝日の場合は翌営業日）に銀行口座から自動引き落としとします。
5. いったん納入した会費等は、原則返還しません。
6. 会費等に付加される消費税などは会員の負担とします。
7. 本クラブがウェブサイト等を通じて提供するサービスの販売価格、代金の支払方法および支払時期、ならびに退会・解約等に関する詳細な取引条件は、本規約に定めるほか、特定商取引法に基づく表記として本クラブのウェブサイト上等に掲示するものとします。

第 12 条（会費等の変更）

運営会社は経済情勢などの変動に応じて、会費等の金額を変更することができます。但し、その変更については 2 ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第 13 条（会員情報の変更・会員種別の変更）

1. 会員は住所、連絡先その他入会申し込み手続きの際の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨を書面にて運営会社に届け出るものとします。
2. 会員種別の変更は、変更希望月前月の 10 日までに手続きを行うと翌月 1 日から適用（変更）されます。ただし、年契約会員が期間途中に変更する場合は、原則として解約精算金を支払うものとします。
3. 変更手続きは、会員本人が運営会社へ直接所定の届出書を提出するものとし、口頭、代理人による手続き、電話、ファックス、郵送、電子メール、SNS では行えません。

第 14 条（体験等およびビジターの利用）

1. 運営会社は、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、会員以外の方が体験等またはビジターとしてクラブを利用することを認めることがあります。
2. ビジター等は、クラブの利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。
3. 会員は、自身が紹介・同伴した体験利用者やビジターのクラブ内での行為について、一切の責任を負うものとします。

第 15 条（遵守事項）

1. 会員は、本クラブ諸施設利用にあたり、本規約、ご利用案内に関する入会のしおり記載事項、その他本クラブ諸規則、および本クラブスタッフの指示を遵守し、本クラブ内の秩序を乱す行為をしてはなりません。
2. 本クラブ利用にあたっては、以下の行為を禁止します。
 - (1) 安全に本クラブを利用できない履物（スパイクシューズ等、本クラブの設備又は器具を傷つける可能性のある物）の着用。
 - (2) 私物のトレーニング器具の持ち込み（一部サービスを除く）。
 - (3) 各都道府県の条例で禁止された深夜時間帯における未成年者の利用。
 - (4) 本クラブ内および本クラブ敷地内における物品販売、営利目的の行為、勧誘行為、政治活動、宗教に関するとみられる勧誘行為、その他広告等の活動。
 - (5) 他の会員に対し、パーソナルトレーニングまたはそれに準ずるとみられる営利活動を行うこと。
 - (6) 本規約に基づき、本クラブの利用を認められていない者を同伴させること。
 - (7) 他の会員および本クラブ従業員に対し、暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、プライバシーを侵害する行為、その他の迷惑行為を行うこと。
3. 会員は、自らの体調管理の下、自己責任において本クラブを利用することとします。

第 16 条（免責）

1. 本クラブ内および駐車場で発生した傷害、盗難その他の事故について、運営会社は一切の責任を負わないものとし、会員が施設利用中、会員の責に帰すべき人的・物的事故により受けた損害又は支障に対しても、運営会社は一切の責を負わないものとします。ただし、運営会社に重過失があると認めた場合には、運営会社は一定の補償をするものとします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、本クラブに故意または重過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第 17 条（賠償責任）

1. 会員は、自己の責に帰すべき原因により運営会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
2. 本クラブご利用における衣服類、貴重品その他の所持品に関しては、会員自身の責任で管理するものとする。
3. 加害者がビジター等の場合、同伴・紹介した会員が連帯して責任を負うものとし、加害者が会員の場合、利用者と登録法人が連帯して責任を負うものとします。

第 18 条（紛失・忘れ物）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、運営会社は一切の損害賠償の責を負いません。
2. 忘れ物については、原則として 1 週間保管した後、所管の警察署へ届出させていただきます。

第 19 条（利用の禁止・強制退会）

1. 運営会社は、以下の各号のいずれかに該当する会員につき、本クラブの利用禁止または強制退会を命じることができます。
 - (1) 本規約および運営会社の定める規則を遵守しない者。
 - (2) 体調不良、アルコールや薬物使用等により正常なクラブの利用ができないと判断した者。
 - (3) 妊娠中または妊娠中の可能性がある者（※安全管理上の観点による）。
 - (4) 著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
 - (5) 運営会社の承諾なく施設内に立ち入った者。
 - (6) 会費等の未納金が 2 ヶ月以上継続した者。
 - (7) 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有すると判断した者。
 - (8) マシンの粗雑な扱いなどにより騒音を発する者、駐車違反・駐輪違反およびクラブご利用時以外の駐車場利用をした者、その他他のお客様やクラブの運営に著しく損害が出る行為をした者。
2. 前項に基づき処置が行われた場合の会費等の支払義務は、以下のとおりとします。
 - (1) 施設の利用禁止を命じられた場合
会員は、利用禁止期間中であっても、在籍している期間にかかる会費等の支払義務を免れることはできません。
 - (2) 強制退会処分を命じられた場合
会員は、処分確定日までに生じた未納の会費等およびその他一切の債務について支払義務を免れることはできず、直ちにこれを完納しなければなりません。

第 20 条（施設の一時的閉鎖・維持的休業）

1. 天候、自然災害、その他外因的事由、施設の増改築・修繕・点検、運営会社の特別行事の開催、その他管理運営上必要と認めた場合、運営会社は本クラブの全部または一部の閉鎖、営業時間の短縮もしくは休業をすることができます。
2. 緊急を要する場合を除き、2 週間前までにその旨を施設内への掲示等で告知します。
3. 閉鎖や休業によって、会員の会費等の支払い義務は軽減または免除されません。

第 21 条（休会）

1. 会員は原則 2 ヶ月を限度に休会することができます。
2. 休会する場合は、休会届を休会開始月の前月 10 日までに本クラブに提出するものとします。口頭、代理人による手続き、電話、ファックス、郵便、電子メール、SNS による休会の届け出はできません。また月途中からの休会はできません。
3. 休会中の会費は会員資格継続の為、本クラブが定める金額を休会費として支払う事とします。休会期間終了後は自動的に復会扱いとなり、月会費の取り扱いは休会前と同様になります。

第 22 条（退会・年契約の中途解約）

1. 退会希望者は、最終利用月の 10 日までに会員本人が運営会社へ直接所定の届出書を提出し、運営会社の受理をもって退会の手続きが完了され、最終利用月末に退会が完了します。口頭、代理人による手続き、電話、ファックス、郵便、電子メール、SNS による退会の届出はできません。
2. スマートフォン等の QR コードによるデジタル会員証を導入している店舗においては、退会手続きの完了をもって当該 QR コード等は自動的に失効・利用停止となるものとします。
3. 会費等の未納金がある場合は、退会月末日までに完納するものとします。
4. 運営会社は退会届が提出されない限り会費を請求するものとします。年契約も同様に、1 年ごとに自動更新（継続）されます。
5. 退会する場合、既に納入された入会金、会費等は理由のいかんにかかわらず一切返金しません。
6. 年契約の中途解約に際し、所定の解約精算金を支払うものとします。但し、以下の場合は解約精算金を免れるものとします。
 - (ア)医師から運動が禁じられ、書面により証明した場合。
 - (イ)会員本人が妊娠した場合。
 - (ウ)転居によりクラブを利用することができない場合。
 - (エ)会員本人が死亡した場合。

第 23 条（苦情・お問い合わせ）

1. クラブ運営に関するご意見・お問い合わせについては、ご利用クラブにご連絡ください。
2. それ以外のご意見・お問い合わせ（お客さま係窓口）については、下記該当窓口までご連絡ください。

クラブ運営関連窓口：TEL052-559-0160

（受付時間はいずれも平日 9:00～12:00、13:00～18:00）

第 24 条（通知予告）

本規約および本クラブの諸事情に関する通達または予告は、効力発生日を定め、本クラブ所定の施設内の掲示場所、または各クラブのホームページ、メールその他のいずれか一つ以上の方法により、会員に対して当該効力発生日までに周知させるものとします。

第 25 条（本規約その他の諸事情の改定）

1. 運営会社は、変更が会員の一般の利益に適合する場合、または合理的な理由があり目的に反しない範囲において、本規約、入会のしおり記載事項、館内諸規則、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用されます。
2. 規約変更等の告知は、変更を適用する少なくとも 2 か月以上前に、所定の施設内掲示、ウェブサイトへの掲示、会員に対する電子メールによる通知等の方法により周知するものとします。

付則

第 1 条（適用開始日）

本規約は、2026 年 11 月 1 日（以下「適用開始日」）より施行し、すべての会員（適用開始日以前に入会した既存会員を含む）に適用されるものとします。

第 2 条（会員証に関する経過措置）

適用開始日前に発行された従来の物理的な会員カード（以下「旧会員カード」）については、各店舗においてスマートフォン等の QR コードによる認証システム（以下「新システム」）の運用が開始されるまでの間、引き続き有効な会員証として取り扱うものとします。

新システムの導入に伴い、旧会員カードから新システムへの移行が必要となる既存会員に対しては、運営会社が定める所定の移行期間（少なくとも 2 ヶ月間）を設けるものとします。当該期間内においては、旧会員カードでの入館も認めるものとし、既存会員の不利益にならないよう配慮するものとします。

第 3 条（旧規約の失効）

本規約の施行をもって、これまでに本クラブが定めていた「アルペンフィットネスクラブ会員規約」および「アルペンクイックフィットネス会員規約」は当然にその効力を失うものとします。